運転免許に係る講習等の実施に関する規程

平成２１年５月２９日
福井県公安委員会規程第５号

改正

平成 22 年 12 月 24 日公委規程第３号　平成 23 年 10 月 14 日公委規程第２号　平成 24 年３月 16 日公委規程第２号
平成 25 年８月 27 日公委規程第８号　平成 25 年 11 月 11 日公委規程第９号　平成 26 年５月 26 日公委規程第４号
平成 27 年５月 22 日公委規程第３号　平成 29 年２月 24 日公委規程第６号　平成 31 年３月 14 日公委規程第３号
令和２年 12 月 15 日公委規程第３号　令和４年５月 12 日公委規程第 12 号　令和４年 10 月 27 日公委規程第 21 号
令和５年６月 29 日公委規程第 14 号　令和７年３月 24 日公委規程第 10 号

運転免許に係る講習等の実施に関する規程を次のように定める。

運転免許に係る講習等の実施に関する規程

目次

第１章　総則（第１条－第７条）
第２章　停止処分者講習（第８条－第 10 条）
第３章　更新時講習並びに特定失効者及び特定取消処分者に対する講習（第 11 条－第 15 条）
第４章　高齢者講習等（第 16 条－第 29 条）
第５章　違反者講習（第 30 条－第 34 条）
第６章　特定任意講習（第 35 条－第 38 条）
第７章　雑則（第 39 条－第 44 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号。以下「施行令」という。）、道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号。以下「施行規則」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号。以下「講習規則」という。）及び福井県道路交通法施行細則（昭和４３年福井県公安委員会規則第１号。以下「県細則」という。）に基づく講習等の実施等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において掲げる講習等は、法第９７条の２第１項第３号イ並びに法第１０８条の２第１項及び第２項に掲げる次の検査及び講習（以下「講習等」という。）をいう。

(1)　認知機能検査（更新時及び臨時の認知機能検査を含む。）
(2)　運転技能検査（更新時の運転技能検査を含む。）
(3)　停止処分者講習

(4)　更新時講習並びに特定失効者及び特定取消処分者に対する講習(オンライン講習を除く。)
(5)　高齢者講習及び臨時高齢者講習
(6)　違反者講習
(7)　特定任意講習

(講習機関等)

第３条　講習等は、法第１０８条第１項及び第１０８条の２第３項の規定により福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から講習等の実施について委託を受けた一般社団法人又は一般財団法人その他の者（以下「講習機関等」という。）が行う。

２　講習機関等には、管理者を置くものとし、必要に応じて前条第１項第１号及び第２号の検査に従事する者（以下「検査員」という。）又は前条第１項第３号から第７号までの講習における指導に従事する者（以下「講習指導員」という。）その他の職員を置く。

(講習施設)

第４条　講習機関等の施設は、所要の受講者を収容できる視聴覚教材を備えた教室、所要の運転適性検査器材を備えた施設、コース等講習の実施に必要な施設が確保されていなければならない。

(講習指導員等の資格)

第５条　検査員又は講習指導員（以下「講習指導員等」という。）は、講習規則に定めるもののほか、それぞれ次の各号に掲げる資格要件を有する者とする。

(1)　停止処分者講習指導員及び違反者講習指導員は、次のとおりとする。

ア　年齢２５歳以上の者であること。

イ　講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者であること。

ウ　次のいずれにも該当しない者であること。

(ｱ)　運転適性指導（法第１０８条の４第１項第１号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して２年を経過していない者

(ｲ)　法第１１７条の２の２第１項第９号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過していない者

(ｳ)　自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成２５年法律第８６号）第２条から第６条までの罪又は法に規定する罪（(イ)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過していない者

エ　次のいずれにも該当する者であること。

(ｱ)　運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

ａ　運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね１年以上ある者

ｂ　公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、ａに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(ｲ)　自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

ａ　普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね１年以上ある者

ｂ　普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね１年以上ある者

ｃ　公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、ａ又はｂに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

オ　次のいずれかに該当する者であること。

(ｱ)　公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

(ｲ)　講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修をいう。）を終了した者

カ　社会参加活動に係る講習指導員

違反者講習の講習内容のうち、運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）の体験をさせることのみを担当する者については、アからオまでの要件に該当する必要はないが、社会参加活動そのものが講習内容であることに鑑み、それぞれの活動についての講習指導員としてふさわしい者であると公安委員会が認める者とする。

(2)　運転技能検査員及び高齢者講習指導員は、次のとおりとする。

ア　年齢２１歳以上の者であること。

イ　運転技能検査又は高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。

ウ　次のいずれにも該当しない者であること。

(ｱ)　運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して３年を経過していない者

(ｲ)　法第１１７条の２の２第１項第９号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者

(ｳ)　自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成２５年法律第８６号）第２条から第６条までの罪又は法に規定する罪（（イ）に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者

エ　次のいずれにも該当する者であること。

(ｱ)　運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

ａ　運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね１年以上ある者

ｂ　運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間が１年に満たない者のうち、別に定める公安委員会が行う所要の講習を受けた者

(ｲ)　普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため、高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

ａ　普通自動車に係る教習指導資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね１年以上であるもの

ｂ　公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、ａに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

オ　次のいずれかに該当する者であること。ただし、道路交通法の一部を改正する法律（令和２年法律第４２号。以下「改正法」という。）が施行された令和４年５月１３日より前に、（ア）に該当し、又は令和４年３月３１日以前に（イ）に該当した者については、講習規則附則第５条に規定する高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関するものとして、公安委員会が実施した改正法施行に伴う運転技能検査員養成講習を受けていること。

(ｱ)　公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

(ｲ)　高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和３年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。）をいう。）を終了した者

(3)　更新時講習指導員及び特定任意講習指導員は、次のとおりとする。

自動車等の運転経歴や交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者

(4)　認知機能検査員は、次のいずれにも該当する者であること。

ア　年齢２１歳以上の者であること。

イ　公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は公安委員会が実施する認知機能検査員講習を終了した者

（講習指導員等の任命等）

第６条　講習機関等が講習指導員等を任命又は解任しようとするときは、講習指導員等任命（解任）報告書（別記様式第１号）により報告する。この場合において、講習指導員等を任命する場合には、資格要件を充足することを明らかにした書面の写しを同報告書に添付する。

（講習指導員等の解任勧告等）

第７条　講習機関等は、講習指導員等が第５条の資格を有しなくなったとき又はその地位にとどまることが適当でないと認められる事情が生じたときは、速やかに公安委員会に報告し、事案を知り得た公安委員会は、事実関係を調査し、当該講習機関等に対し講習指導員の解任又はその者の業務を必要な期間停止することを勧告する。

第２章　停止処分者講習

（実施基準）

第８条　停止処分者講習は、停止処分者講習実施基準（別表第１）、停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第２）により行う。

（受講申請書の受理）

第９条　県細則第３４条第２項に定める停止処分者講習受講申請書は、講習を行う場所において受理する。

（結果報告）

第 10 条　講習機関の公安委員会に対する報告は、講習を終了した当日に、受講規律違反者報告書（別記様式第２号）及び停止処分者講習実施結果報告書（別記様式第３号）に停止処分者講習受講申請書を添えて行う。

第３章　更新時講習並びに特定失効者及び特定取消処分者に対する講習

（実施基準）

第11条　更新時講習並びに特定失効者（法９７条の２第１項第３号に規定する特定失効者をいう。以下同じ。）及び特定取消処分者（法９７条の２第１項第５号に規定する特定取消処分者をいう。以下同じ。）に対する講習（以下「更新時講習」という。）は、更新時講習実施基準（別表第３）、更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第４）により行う。

（講習の区分）

第12条　更新時講習の区分ごとの対象者は次のとおりとする（高齢者講習受講対象者を除く。）。

(1)　優良運転者講習（施行規則第３８条第１１項第１号の表の一の項に規定する講習をいう。以下同じ。）

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が５年以上である者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める期間において、違反行為（法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で施行令別表第２の１の表の上欄に掲げるものをいう。）又は施行令別表第４若しくは別表第５に掲げる行為（以下「違反行為等」という。）をしなかった者

ア　法第１０１条第６項の規定により免許証等の更新を受けようとする者

更新前の免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の４０日前の日前５年間

イ　法第１０１条の２第４項の規定により免許証等の更新を受けようとする者

法第１０１条の２第３項の規定による適性検査を受けた日前５年間（特定誕生日の４０日前の日以降であるときは、特定誕生日の４０日前の日前５年間）

ウ　特別失効者（法第９５条の６第１項の表の備考一のイ（４））に該当する者とし

て当該効果を失った免許の次の免許を受けようとする者

当該効力を失った免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の４０日前の日前５年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間

エ　特別取消処分者（法第９５条の６第１項の表の備考一のイ（４））に該当する者として当該取り消された免許の次の免許を受けようとする者

当該次の免許に係る適性試験を受けた日前５年間（当該日が取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の４０日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の４０日前の日前５年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間）

(2)　一般運転者講習（施行規則第３８条第１１項第１号の表の二の項に規定する講習をいう。以下同じ。）

ア　更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が５年以上である者で、（１）アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間において、軽微違反行為（法第１０２条の２に規定する軽微違反行為をいう。以下同じ。）１回のほか違反行為等をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした場合にあっては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第７２条第１項前段の規定に違反していないときに限る。以下同じ。）

イ　特別特定失効者（講習規則第５条第１項）で、一般運転者講習の受講を申し出るもの

ウ　特別特定失効者として受けた免許に係る免許証等の有効期間の更新を受けようとする者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の４０日前の日前５年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為１回のほか違反行為等をしたことがないもので、一般運転者講習の受講を申し出るもの

(3)　違反運転者講習（施行規則第３８条第１１項第１号の表の三の項に規定する講習をいう。以下同じ。）

（１）アからエまでに掲げる者で、それぞれに掲げる区分に定める期間、又は特定失効者（法第９７条の２第１項第３号。特別失効者を除く。）で、失効した免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の４０日前の日前５年間において、違反行為等をしたことがあるもの（軽微違反行為１回のほか違反行為等をしたことがない場合を除く。）

(4)　初回更新者講習（施行規則第３８条第１１項第１号の表の四の項に規定する講習をいう。以下同じ。）

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が５年未満である者（（２）ウの者を除く。）で、（１）アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間、又は、特定失効者（特別失効者及び特別特定失効者を除く。）で、失効した免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の４０日前の日前５年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為１回のほか違反行為等をしたことがないもの

（受講申請書の受理）

第13条　更新時講習受講申請書（県細則様式第２１号の８）は、運転免許証等を更新する場所において受理する。

（受講期間）

第14条　運転免許証等の更新申請者の受講期間は、運転免許証等更新申請書（施行規則別記様式第１８）の提出日（経由申請者は、経由申請を行った日をいう。）から更新された運転免許証の交付日又は更新された免許情報の書き換えを受けた日までとする。

２　特定失効者及び特定取消処分者は、運転免許申請書（施行規則別記様式第１２号）の提出日に更新時講習を受けることができる。

（結果報告）

第15条　講習機関等の公安委員会に対する報告は、更新時講習実施結果報告書（別記様式第４号）により翌月５日までに行う。

第４章　高齢者講習等

（認知機能検査）

第16条　認知機能検査は、法第１０１条の７第３項に規定される者に対する検査（以下「臨時認知機能検査」という。）とその他の認知機能検査（以下「更新時認知機能検査」という。）に区分する。

２　認知機能検査は、警察庁が別に定める実施要領により行う。この場合において、認知機能検査は何度でも受検が可能であり、その都度手数料が必要になることを教示する。

（更新時認知機能検査の通知等）

第17条　更新時認知機能検査の通知（以下「認知機能検査通知書」という。）は、運転免許証等の有効期間が満了する日のおおむね１９０日前に送付する。

２　認知機能検査通知書には、法第１０１条の４第５項第２号に規定する事項のほか、検査の概要、検査の所要時間、携行品（当該通知書、運転免許証等及び検査費用）、高齢者講習の通知（以下「高齢者講習通知書」という。）の内容その他必要と判断される事項を記載する。

３　認知機能検査通知書は、普通郵便によりシール式はがきにて通知する。

（臨時認知機能検査の通知等）

第18条　臨時認知機能検査の通知は、臨時認知機能検査通知書（施行規則別記様式第１８の６）によるほか、必要な事項を通知する。

２　臨時認知機能検査通知書の送付は、配達証明郵便に付して行う。この場合において、通知は封書によるが、シール式はがきによっても行うことができる。

３　臨時認知機能検査の対象者が、やむを得ない理由により受検期間内に受検できず、その後に検査を受けたい旨申し出た場合で、やむを得ない理由のあったことを証するに足りる書類を提出させ、書類により相当な理由の確認ができたときは、速やかに検査を受けさせる。

（認知機能検査申請書の受理）

第19条　認知機能検査申請書（県細則様式第１４号の２）は、検査を行う場所において受理する。

（認知機能検査結果通知書の交付）

第20条　認知機能検査を実施した結果については、認知機能検査結果通知書（別記様式第５号）により受検者に交付する。

２　認知機能検査結果通知書は、運転免許証等の更新時又は臨時高齢者講習の受講時に必要な書類であるため、当該通知書を持参すべき旨を教示する。

（認知機能検査結果報告）

第21条　講習機関等の公安委員会に対する報告は、認知機能検査実施結果報告書（別記様式第６号）又は高齢者講習等実施結果報告書（別記様式第６号の２）に認知機能検査実施時の検査用紙及び認知機能検査申請書を添えて行う。

（運転技能検査の実施基準）

第21条の２　運転技能検査は、運転技能検査実施基準（別表第４の２）により行う。この場合において、運転技能検査は、更新期限の満了日までに何度でも受検が可能であり、その都度手数料が必要になることを教示する。

（運転技能検査の通知等）

第21条の３　運転技能検査の通知書（以下「運転技能検査通知書」という。）は、運転免許証等の有効期間が満了する日のおおむね１９０日前に送付する。

２　運転技能検査通知書には、法第１０１条の４第５項第３号に規定する事項のほか、検査の概要、検査の所要時間、携行品（当該通知書、運転免許証等及び検査費用）、認知機能検査通知書の内容、高齢者講習通知書の内容その他必要と判断される事項を記載する。

３　運転技能検査通知書は、普通郵便によりシール式はがきにて通知する。

（運転技能検査申請書の受理）

第21条の４　運転技能検査申請書（県細則様式第１４号の３）は、検査を行う場所において受理する。

（運転技能検査結果報告）

第21条の５　講習機関等の公安委員会に対する報告は、高齢者講習等実施結果報告書に運転技能検査実施時の運転評価票及び運転技能検査申請書を添えて行う。

（運転技能検査受検結果証明書の交付）

第21条の６　検査の成績が７０点以上の者に対しては、運転技能検査受検結果証明書（別記様式第６号の３）を交付することとする。ただし、検査の成績が７０点未満の者が同証明書の交付を希望する場合は、同証明書を交付することができる。

２　運転技能検査受検結果証明書は、運転免許証等の更新時に当該証明書を持参すべき旨を教示する。

（高齢者講習実施基準）

第22条　高齢者講習は、高齢者講習実施基準（別表第５）、高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第６）により行う。

（高齢者講習の通知等）

第23条　高齢者講習通知書は、運転免許証等の有効期間が満了する日のおおむね１９０日前に送付する。

２　高齢者講習通知書には、法第１０１条の４第５項第１号に規定する事項のほか、講習の所要時間、携行品（当該通知書、運転免許証等、筆記用具、講習費用その他講習に必

要なものをいう。）、服装等の受講上の注意事項を記載する。
３　高齢者講習通知書は、普通郵便によりシール式はがきにて通知する。
（臨時高齢者講習の通知等）
第24条　臨時高齢者講習の通知は、臨時高齢者講習通知書（施行規則別記様式第１８の７）によるほか、講習に必要な事項を通知する。
２　講習日時及び講習場所（以下「講習日時等」という。）の指定に当たっては、受講者の利便を考慮するとともに、講習の効率性を勘案して行う。
　なお、指定した講習日時等について、受講者の都合により受講できない旨の申出があった場合は、改めて指定する。
３　臨時高齢者講習通知書の送付は、配達証明郵便に付して行う。この場合において、通知は封書によるが、シール式はがきによっても行うことができる。ただし、受講対象者に適切な受講案内ができる場合には、この限りではない。
４　講習対象者が、やむを得ない理由により受講期間内に受講できず、その後に講習を受けたいと申し出た場合には、やむを得ない理由のあったことを証するに足りる書類を提出させ、書類により相当な理由の確認ができたときには、速やかに講習を受けさせるようにすること。
（受講申請書の受理）
第25条　高齢者講習受講申請書（県細則様式第２１号の１０）は、講習を行う場所において受理する。
（講習終了証明書の交付）
第26条　高齢者講習及び臨時高齢者講習を終了した者に対しては、高齢者講習終了証明書（施行規則別記様式第２２の１０の７）を交付する。この場合において、交付の際には、運転免許証等の更新時に当該証明書を持参すべき旨を教示する。
（特定失効者及び特定取消処分者に対する取扱い）
第27条　高齢者講習を受講する特定失効者及び特定取消処分者は、運転免許試験の一部免除を申請する日における年齢が７０歳以上の者であることから、本籍地明記の住民票の写し等添付書類により生年月日を確実に点検すること。
２　特定失効者及び特定取消処分者が運転免許試験の一部免除を受ける場合は、高齢者講習の受講日が、免許申請書を提出した日前１年以内に受けた者であることを証明終了書により確認すること。
（その他）
第28条　受講者は、一般に講習を受講することが不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろん、受付時から講習終了時まで、受講者の心情に配慮した対応に努めること。特に、実車による指導や運転適性検査器材による指導の際には、受講者に試験特有の張り詰めた雰囲気を不必要に与えて緊張させることのないよう配慮すること。
２　受講者は７０歳以上の高齢者であり、身体的機能や運転技能が低下している者もいることから、講習中の各種事故防止に万全を期すこと。
（結果報告及び登録）
第29条　講習機関の公安委員会に対する報告は、高齢者講習等実施結果報告書に高齢者講習受講申請書を添えて行う。

２　公安委員会は、７５歳以上を対象とした高齢者講習及び臨時高齢者講習を実施し、又は講習の実施結果の報告を受けたときは、警察庁が定めるところにより、運転者管理システムに登録する。

第５章　違反者講習

（実施基準）

第30条　違反者講習は、違反者講習実施基準（別表第７）、違反者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第８）により行う。

（講習の通知等）

第31条　講習の通知は、違反者講習通知書（施行規則別記様式第２２の１１の２）によるほか、講習に必要な事項を通知する。

２　講習日時を指定するに当たっては、受講者の利便を考慮するとともに、講習の効率性を勘案して行う。

なお、講習指定日において、受講者の都合により受講できない旨申出があったときは、改めて指定するよう配意すること。

３　違反者講習通知書の送付は、配達証明郵便に付すること。この場合において通知は封書によるが、シール式はがきによっても行うことができる。

４　講習対象者がやむを得ない理由により受講期間内に講習を受けられず、その後に講習を受けたいと申し出た場合には、やむを得ない理由のあったことを証するに足りる書類を提出させ、書類により相当な理由の確認ができたときには、速やかに講習を受けさせるようにすること。

（受講申請書の受理）

第32条　違反者講習受講申請書（県細則様式第２１号の１１）は、座学の講習を行う場所において受理する。

（結果報告）

第33条　講習機関の公安委員会に対する報告は、講習を終了した当日に、違反者講習実施結果報告書（別記様式第９号）に違反者講習受講申請書を添えて行う。

（講習の移送等）

第34条　公安委員会は、講習対象者が住所地を他の都道府県に変更していたときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、速やかに変更した住所地を管轄する公安委員会に違反者講習移送通知書（別記様式第１０号又は別記様式第１１号）又は違反者講習通知移送通知書（別記様式第１２号又は別記様式第１３号）を送付する。

２　違反者講習移送通知書又は違反者講習通知移送通知書の送付を受けた公安委員会は、講習対象者が受講期間内に講習を受けなかった場合は、その者が違反者講習の基準に該当することとなったときの住所地を管轄する公安委員会に違反者講習期間経過通知書(別記様式第１４号又は別記様式第１５号）を送付する。

第６章　特定任意講習

（実施基準）

第35条　特定任意講習は、特定任意講習実施基準（別表第９）、特定任意講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第１０）により行う。

（受講申請書の受理）

第36条　特定任意講習等受講申請書（県細則様式第２１号の９）は、講習を行う場所において受理する。

２　地域、職域、団体等（以下「団体等」という。）の事業所において特定任意講習を行うときは、団体等の代表者が前項の受講申請書に特定任意講習受講者名簿（別記様式第１６号）を添付して申請することができる。

（講習終了証明書の交付）

第37条　講習機関等が特定任意講習を行ったときは、当該講習を終了した者からの申出により特定任意講習終了証明書（講習規則別記様式第２号）を交付する。ただし、団体等の事業所において行ったときは、団体等の代表者を通じて交付することができる。この場合において、交付の際には、運転免許証等の更新時に当該証明書を持参すべき旨を教示する。

（結果報告）

第38条　講習機関等の公安委員会に対する報告は、特定任意講習実施結果報告書（別記様式第１７号）に特定任意講習等受講申請書を添えて行う。

第７章　雑則

（講習指導員の責務）

第39条　講習指導員等は、講習効果が向上し、かつ、印象に残る講習となるよう努めるとともに、資格要件に抵触したとき、又は抵触したと思料されるときは、講習機関等に速やかに申告するものとし、申告を受けた講習機関等は、第７条の規定に基づき公安委員会に勧告する。

（受講者の確認）

第40条　受講に際しては、講習通知書、運転免許証等により受講者本人であることを確認する。

（講習効果の測定）

第41条　講習機関等は、停止処分者講習、高齢者講習、臨時高齢者講習及び違反者講習の講習効果を測定するため、受講者の受講後の交通違反及び交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努める。

（指導監督等）

第42条　本部長は、講習機関等に対して、この規定に適合した講習等を行わせるため、次の各号に掲げる措置をとることができる。

(1)　定期又は随時に検査すること。

(2)　必要な報告又は資料の提出を求めること。

(3)　必要な指導、助言又は資料の提供を行うこと。

２　本部長は、講習機関等に対して、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配意をさせるよう指示することができる。

３　本部長は、講習機関等に対して、講習内容の充実及び職員の指導能力の向上を図るため、研修等の実施を指示することができる。

（秘密の保持）

第43条　講習等の実施に関し、業務上知り得た秘密は、これを他人に漏らしてはならない。

（その他）
第44条　講習等業務の運営について、この規程に特段の定めがない事項については本部長がその都度指示するものとし、事後、速やかに公安委員会へ報告する。
附　則（平成２１年５月２９日福井県公安委員会規程第５号）
この規程は、平成２１年６月１日から施行する。
附　則（平成２２年１２月２４日福井県公安委員会規程第３号）
この規程は、平成２２年１２月２７日から施行する。
附　則（平成２３年１０月１４日福井県公安委員会規程第２号）
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則（平成２４年３月１６日福井県公安委員会規程第２号）
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則（平成２５年８月２７日福井県公安委員会規程第８号）
この規程は、平成２５年９月１日から施行する。
附　則（平成２５年１１月１１日福井県公安委員会規程第９号）
この規程は、平成２５年１１月１１日から施行する。
附　則（平成２６年５月２６日福井県公安委員会規程第４号）
この規程は、平成２６年６月１日から施行する。
附　則（平成２７年５月２２日福井県公安委員会規程第３号）
この規程は、平成２７年６月１日から施行する。
附　則（平成２９年２月２４日福井県公安委員会規程第６号）
（施行期日）
１　この規程は、平成２９年３月１２日から施行する。
（経過措置）
２　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０１条の４第１項の規定により行われる講習及び高齢者講習終了証明書の様式については、道路交通法の一部を改正する法律（平成２７年法律第４０号）附則第１７条第１項の規定を適用する。
附　則（平成３１年３月１４日福井県公安委員会規程第３号）
この規程は、公布の日から施行する。
附　則（令和２年１２月１５日福井県公安委員会規程第３号）
この規程は、令和２年１２月１５日から施行する。
附　則（令和４年５月１２日福井県公安委員会規程第１２号）
この規程は、令和４年５月１３日から施行する。
附　則（令和４年１０月２７日福井県公安委員会規程第２１号）
この規程は、令和４年１０月２７日から施行する。
附　則（令和５年６月２９日福井県公安委員会規程第１４号）
この規程は、令和５年７月１日から施行する。
附　則（令和７年３月２４日福井県公安委員会規程第１０号）
この規程は、令和７年３月２４日から施行する。

別表第１（第８条関係）

停　止　処　分　者　講　習　実　施　基　準

<table>
<tr><td>1　講習の対象</td><td>講習の対象は、福井県内に運転免許証等の住所を有する者とする。ただし、県外者であっても、特に受講を希望する者については、当該講習を受講させることができる。</td></tr>
<tr><td>2　講習の区分</td><td>停止処分者講習は、運転免許の保留等の期間（以下「処分期間」という。）が４０日未満の者に係る講習（以下「短期講習」という。）、処分期間が４０日以上９０日未満の者に係る講習（以下「中期講習」という。）及び処分期間が９０日以上の者に係る講習（以下「長期講習」という。）に区分し、原則としてそれぞれの区分別に実施する。</td></tr>
<tr><td>3　講習用教材等</td><td>停止処分者講習は施行規則第３８条第３項第３号に規定する次の教材等を積極的に活用し、講習効果を高めるよう努める。
1　教本、視聴覚教材等
教本、視聴覚教材等は、停止処分者講習にふさわしい教本及び本県の交通実態に関する内容の資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材を効果的に使用すること。また、筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数備えること。
2　自動車等
自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、コースにおける自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）が各区分の停止処分者講習において実施できるよう、所要の自動車及び一般原動機付自転車を必要数備えること。
大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車についてはマニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備すること。
大型自動二輪車及び普通自動二輪車についてはマニュアル式及びオートマチック式のもの、一般原動機付自転車については原則としてスクータータイプとする。
3　運転シミュレーター
運転シミュレーターは、型式認定を受けたもの等適正なものを整備し、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作により行う検査によるものに基づく指導（以下「運転シミュレーターの操作による指導」という。）が各区分の停止処分者講習において実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数備えること。
4　運転適性検査器材
自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器及び運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を備え付けること。</td></tr>
<tr><td>4　講習時間及び実施期間</td><td>講習時間及び実施期間は、次表に掲げるとおりとする。ただし、特に追加講習の必要がある者については、１時間程度追加講習を行うことができることとするが、その時間分の手数料は徴収しないこととする。
<table>
<tr><th>実　施　区　分</th><th>講　習　時　間</th><th>実　施　期　間</th></tr>
<tr><td>短　期　講　習</td><td>６　時　間</td><td>１　日　間</td></tr>
<tr><td>中　期　講　習</td><td>１０　時　間</td><td>２　日　間</td></tr>
<tr><td>長　期　講　習</td><td>１２　時　間</td><td>２　日　間</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>5　学級編成の基本</td><td>短期講習、中期講習及び長期講習のいずれも、１学級の編成は、原則として９人編成とし、運転適性指導については、１グループ３人以内とする。</td></tr>
<tr><td>6　講習日の指定</td><td>講習の講習区分別日時、場所の指定については、本部長が別に定める。</td></tr>
<tr><td>7　講習指導員の配置基準</td><td>講習は、１学級につき講習指導員１名を配置する。また、運転適性指導は、１グループにつき講習指導員１名を配置する。
なお、講習指導員が２名以上となる場合は、中心となる講習指導員を指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うこと。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>8　学級編成の細分化</td><td>受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、原則として二輪学級及び飲酒学級を設けるとともに、必要に応じ、速度学級その他の特別学級を設け、それぞれの学級に適した内容の講習を実施すること。
なお、特別学級の対象者は、原則として次の基準に区分すること。
1　二輪学級
主として二輪車を運転している受講者及び主として四輪車を運転しているが、当該処分の事由に照らして二輪車の運転について指導する必要があると認められる受講者
2　飲酒学級
当該処分の事由に照らして飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる受講者
3　速度学級
当該処分の事由に照らして速度の危険性について指導する必要があると認められる受講者
4　その他の特別学級
当該特別学級設置の趣旨に該当する受講者</td></tr>
<tr><td>9　運転適性指導</td><td>自動車等の運転について必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づいて行う。
1　筆記による検査に基づく指導
講習の実施区分における筆記による検査の種別は、次表のとおりとし、受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。
<table><tr><td>実 施 区 分</td><td>筆記による検査の種類</td></tr><tr><td>短 期 講 習</td><td>科警研編運転適性検査　８２－３</td></tr><tr><td>中 期 講 習</td><td>科警研編運転適性検査　７３－２</td></tr><tr><td>長 期 講 習</td><td>科警研編運転適性検査　７３－２</td></tr></table>
2　器材使用による指導
器材使用による指導は、短期講習では必要と認められる者について、中期講習及び長期講習では受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。
3　実車による指導、運転シミュレーターの操作による指導
(1)　実車による指導場所等の設定
実車による指導は、施行規則第３８条第３項第４号の規定により場内コースで実施する。この場合における実車指導の内容（以下「講習路」という。）設定については、取消処分者講習における講習路設定の基準（四輪車により指導する場合は「四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」、二輪車により指導する場合は「二輪車技能診断課題設定の基準」）に準じることとし、長期講習及び中期講習においてはおおむね同様の基準とし、短期講習においては簡素化した基準とする。
(2)　使用車両
受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は一般原動機付自転車を使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置をとることができる。
ア　大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
イ　中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
ウ　準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。
エ　大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。
なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させること。
(3)　運転行動の診断と指導
実車による指導においては、検査結果に基づき「運転行動診断票」を作成し、これにより指導を行う。この場合において運転行動診断票は、取消処分者講習において使用する</td></tr>
</table>

	「運転技能診断票」に準ずるものとし、長期講習及び中期講習においてはおおむね同様のものを、短期講習においては簡略化したものを使用する。 (4)　運転シミュレーターの操作による指導 ア　実車による指導に加えて、実車による指導のみでは指導が困難な交通事故、その他危険場面等について、運転シミュレーターの操作により擬似体験させ、受講者の運転行動の危険性を診断して行うこと。 なお、運転シミュレーター操作による指導は、短期講習では必要と認める者に、中期講習及び長期講習では受講者全員に対して行うこと。 イ　使用する運転シミュレーターは、保有する免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用又は一般原動機付自転車用とする。
10　講習欠講者の取扱い	講習の受講者が、病気その他やむを得ない理由により、届け出て欠講したときは、日時を指定して残余の講習を行うことができる。
11　考査の実施	講習内容の修得状況及び講習効果を確認するため、講習全般の内容から、正誤式問題４０問を出題し、筆記方式により２０分間で解答させる方法で行う。 なお、考査の成績が５０パーセント以上の者については、受講態度を加味して改善効果を評価し、別に定めるところに従い処分期間の短縮を行う。ただし、考査の成績が５０パーセント未満の者から再考査の申出があった場合は、 講習を終了した日の翌日以降の日を指定して再考査を受けさせる。
12　改善効果評価上の留意点	改善効果の評価に加味する受講態度の判断に当たっては、次のような具体的行為又は態度が認められ、講習実施中に当該本人に対して当該事実について指摘したような場合には、不良と判断すること。 (1)　他の受講者に迷惑となる行為 (2)　故意に講習の進行を妨げる行為 (3)　極端に受講意欲が乏しいと認められる行為 なお、その措置状況については、受講規律違反者報告書（別記様式第２号）により、速やかに公安委員会に報告する。
13　受講者の確認等	講習実施に際し、受講対象者本人であること及び受講資格の確認を確実に行うこと。
14　講習効果の測定	講習の効果を測定するため、受講者の受講後における交通違反、交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めること。
15　事故防止	講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配意をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。 また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。 なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入すること。

別表第２（第８条関係）

停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

その１　四輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分 (30分)	60分 (60分)	60分 (60分)
1　道路交通の現状	(1)　交通障害の状況 (2)　交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○　本県の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、公害、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。			
2　交通事故の実態	(1)　運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2)　重大事故の実例 (3)　交通事故の惨状		○　単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○　交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3　運転者の社会的立場	(1)　運転免許の意義 (2)　運転者の責任 ア　運転者の社会的責任 イ　交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○　教本、視聴覚教材等を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○　中・長期では、次の事項について詳しく触れ、運転者の社会的な立場を理解させる。 ・　運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ・　刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度のしくみ等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4　安全運転の心構え	(1)　安全運転の基本的考え方 (2)　安全運転の実践 (3)　事故防止のポイント		○　自己中心的な運転マナーを矯正しルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○　交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○　本県における交通事故の典型的(多発)パターンの中から、その原因となった危険行為５～７種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5　安全運転の基礎知識	(1)　安全な運転 (2)　防衛運転 (3)　人間の感覚と判断能力 ア　視覚の特性 イ　過労等の影響		○　ＤＶＤ等の視聴覚教材の教育資器材を活用する。 ○　飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目９に掲げる関連細目を採り入れることとする。	90分 (20分)	150分 (30分)	150分 (30分)
6　道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1)　日常点検要領 (2)　走行の基本 ア　座席ベルトの着用 イ　運転操作 ウ　進路変更 (3)　歩行者の保護 (4)　自転車に乗る人の保護 (5)　車間距離 (6)　追越し (7)　交差点の進行 (8)　駐車と停車 (9)　危険な場所などでの通行 ア　夜間、トンネル イ　カーブ ウ　悪天候等		○　この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に採り上げることとする。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用する。 ○　日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。 ○　座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。			

	(10)　高速道路の通行 　ア　高速走行の危険性 　イ　高速道路への出入り 　ウ　高速走行の方法 (11)　二輪車に対する注意 　ア　二輪車の特性 　イ　二輪車事故の特徴 (12)　事故と故障時の措置		○　四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて､四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。			
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表 （適宜､ディスカッション方式をとる。）	○　身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分 (60 分)	120分 (120 分)
8　講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1)　ＡＵＤＩＴと飲酒・運転の目標の設定 (2)　アルコールの身体に及ぼす影響 (3)　アルコールの影響と運転 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1)　反応時間と走行距離 (2)　速度と視覚 (3)　速度とブレーキ (4)　速度とハンドル	講義 教本、視聴覚教材等	○　科学的根拠に基づくＡＵＤＩＴと飲酒運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。 ○　速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	(90 分)	(120分)	(120分)
9　運転適性についての診断と指導①	(1)　筆記による診断と指導 (2)　運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○　短期では、「科警研編運転適性検査８２－３」により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　中・長期では「科警研編運転適性検査７３－２」により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 ○　中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	180分 (160分)	120分 (120分	120分 (120分)
10　運転適性についての診断と指導②	(1)　実車による診断と指導 (2)　運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○　実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○　実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　短期では、事故の結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 ○　中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。		120分 (120分)	150分 (150分)
11　面接指導		個別的指導 （適宜、ディスカッション方式をとる。）	○　本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、	30分 (30分)	60分 (60分	90分 (90分)

			以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○　その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分 (30分)	30分 (30分)	30分 (30分)
	考　　査		○　学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式又は選択式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。	30分 (30分)	30分 (30分)	30分 (30分)
講　習　時　間　合　計				360分 (360分)	600分 (600分)	720分 (720分)

備考　1　講習時間の欄に掲げる数字のうち（　）内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。

2　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

3　短期講習では、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

4　原則として、ＡＵＤＩＴと飲酒・運転の目標の設定は、長期過程において実施すること。

その２　二輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間 短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分 (30分)	60分 (60分)	60分 (60分)
1　道路交通の現状	(1)　交通障害の状況 (2)　交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○　本県の実情に応じて交通障害（事故、騒音、暴走行為、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。			
2　交通事故の実態	(1)　二輪車事故の実態 (2)　二輪車事故の特徴 (3)　重大事故の実例 (4)　交通事故の惨状		○　単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○　交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3　運転者の社会的立場	(1)　運転免許の意義 (2)　運転者の社会的責任 (3)　交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○　教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○　運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○　刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4　安全運転の心構え	(1)　安全運転の基本的考え方 (2)　安全運転の実践 (3)　事故防止のポイント		○　自己中心的な運転マナーを矯正しルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○　交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○　本県における二輪車事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為５～７種抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5　安全運転の基礎知識	(1)　二輪車の特性 (2)　車種の選び方 (3)　乗車用ヘルメットの着用 (4)　二輪車と物理の法則 (5)　人間の感覚と判断能力		○　乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用する。 ○　飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目９に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90分 (20分)	150分 (30分)	150分 (30分)
6　道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1)　日常点検要領 (2)　走行の基本 ア　ドライビング・スペースとポジション イ　防衛運転 (3)　歩行者の保護 (4)　速度と車間距離 (5)　追越し (6)　交差点通行 (7)　夜間走行 (8)　気象条件に合わせた運転 (9)　高速道路の通行 (10)　改造車の運転禁止		○　二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要を強調する。 ○　この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用する。 ○　日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明して体得させる。			
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表 （適宜、ディスカッション方式をとる。）	○　身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分 (60分)	120分 (120分)

8　講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1)　ＡＵＤＩＴと飲酒・運転の目標の設定 (2)　アルコールの身体に及ぼす影響 (3)　アルコールの影響と運転 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1)　反応時間と走行距離 (2)　速度と視覚 (3)　速度とブレーキ (4)　速度とハンドル	講義 教本、視聴覚教材等	○　科学的な根拠に基づくＡＵＤＩＴと飲酒運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。 ○　速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	(90分)	(120分)	(120分)
9　運転適性についての診断と指導①	(1)　筆記による診断と指導 (2)　運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○　短期では「科警研編運転適性検査８２－３」により実施し、結果に基づいて、安全運転の心構えを指導する。 ○　中・長期では「科警研編運転適性検査７３－２」により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 ○　中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	180分 (160分)	120分 (120分)	120分 (120分)
10　運転適性についての診断と指導②	(1)　実車による診断と指導 ア　日常点検 イ　乗車姿勢 ウ　基本走行 (ｱ)　発進要領 (ｲ)　低速走行及び通常走行 (ｳ)　停止要領 エ　応用走行 (ｱ)　制動訓練 (ｲ)　コーナーリング訓練 (ｳ)　スラローム走行等の訓練 (2)　運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動二輪車、一般原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○　実習に当たっては、乗用車ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクター、衣服、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○　実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　速度30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○　診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○　運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　短期では、事故に結びつきやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 ○　中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。		120分 (120分)	150分 (150分)
11　面接指導		個別的指導 （適宜、ディスカッション方式をとる。）	○　本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○　その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分 (30分)	60分 (60分)	90分 (90分)

	考　　査		○　学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式又は選択式問題40問で実施し､終了後に正解を説明する。	30分 (30分)	30分 (30分)	30分 (30分)
講　習　時　間　合　計				360分 (360分)	600分 (600分)	720分 (720分)

備考　1　講習時間の欄に掲げる数字のうち（　）内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。

2　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

3　短期講習では、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

4　原則として、ＡＵＤＩＴと飲酒・運転の目標の設定は、長期過程において実施すること。

別表第３（第１１条関係）

更　新　時　講　習　実　施　基　準

<table>
<tr><td>1　講習の対象</td><td>更新時講習の対象は、福井県内に運転免許証等の住所を有する者、特定失効者及び特定取消処分者とする。</td></tr>
<tr><td>2　講習の区分</td><td>講習は、優良運転者等講習（以下「優良講習」という。）、一般運転者講習（以下「一般講習」という。）、違反運転者講習（以下「違反講習」という。）及び初回更新者講習（以下「初回講習」という。）に区分して行う。</td></tr>
<tr><td>3　講習の方法</td><td>講習は、次により実施する。
1　講習は、受講者の態様に応じて次に掲げる一般学級又は特別学級編成基準に基づき編成し実施するよう努める。
2　１学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成する。
一般学級又は特別学級編成基準
<table>
<tr><th>区分</th><th>対象／学級</th><th>受講対象者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">特別学級</td><td>若　者　学　級</td><td>２０歳以上３０歳未満の免許所持者</td></tr>
<tr><td>シルバー学級</td><td>６５歳以上７０歳未満の免許所持者</td></tr>
<tr><td>二　輪　車　学　級</td><td>特に初回更新者講習受講者</td></tr>
<tr><td>一般学級</td><td>一　般　学　級</td><td>上記以外の免許所持者</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>4　講習指導員の配置</td><td>各区分の講習については１学級につき指導員１人を配置し、また、編成人数に応じて補助者を配置（優良運転者講習を個別に学級編成をして行う場合を除く。）する。</td></tr>
<tr><td>5　講習の場所等</td><td>更新時講習は、福井県運転者教育センター（各支所を含む。）においても実施する。</td></tr>
<tr><td>6　講習用教材等</td><td>更新時講習は、次の教材等を積極的に活用し、講習効果が上がるよう努める。
1　使用教材
⑴　教本
教本は、次の内容について、正確にまとめられたものを使用する。
ア　最近における道路交通法令の改正の概要
最近５年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。
イ　最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項
先進安全自動車（ＡＳＶ）、自動運転車、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払システム（ＥＴＣ）、電気自動車、ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。
ウ　交通公害及び地球温暖化の防止等
交通公害及び地球温暖化の防止等について、「エコドライブ１０のすすめ」（令和２年１月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。
エ　危険予測
㈠　危険予測の心構え
駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。
㈡　危険予測の方法
視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。</td></tr>
</table>

	(ｳ) 死角 自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。 オ 年齢に応じた運転特性 (ｱ) 高齢運転者の一般的特性 高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。 (ｲ) 視力と加齢 運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応とげん惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。 (ｳ) 反応と加齢 加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。 (ｴ) 若年運転者の一般的特性 若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。 カ 飲酒運転の根絶 飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。 キ 事故時の対応と応急救護処置 一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一次救命措置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。 ク 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。 ケ 被害者等の手記 交通事故がもたらす社会的影響及び運転者の社会的責任について再認識させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。 コ 「交通の方法に関する教則」 「交通の方法に関する教則」（昭和５３年国家公安委員会告示第３号）（第２章及び第３章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。 サ その他 (ｱ) 運転状況メモ欄 受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。 (ｲ) 「安全運転５則」 以下の「安全運転５則」を記載すること。 ○ 安全速度を必ず守る ○ カーブの手前でスピードを落とす ○ 交差点では必ず安全を確かめる ○ 一時停止で横断歩行者の安全を守る ○ 飲酒運転は絶対にしない (2) 本県の交通実態等を内容とする地方版資料 (3) 危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材 2 使用機材 (1) プロジェクター等の投影器材 (2) テレビ及びＤＶＤプレーヤー等適切な視聴覚器材

補足

次に掲げる者にあっては、改めて更新時講習を受けることを要しないことから、特定任意講習の受講日や生年月日を確認すること。

(1) 更新期間が満了する日における年齢が７０歳未満の者で、更新申請書を提出する日前６月以内に特定任意講習を受講しているもの

(2) 免許申請書を提出する日における年齢が７０歳未満の者で、同日前１年以内に特定任意講習を受講している特定失効者

(3) 免許申請書を提出する日における年齢が７０歳未満の者で、同日前１年以内に特定任意講習を受講している特定取消処分者

別表第４（第１１条関係）

更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

その１（優良運転者等講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1)　地域における車社会の実態 (2)　交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○　本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に 説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2　運転者の心構えと義務	(1)　交通事故の悲惨さ (2)　無事故無違反の奨励 (3)　シートベルト、ヘルメットの着用 (4)　交通事故を起こした加害者の責任 (5)　交通事故を起こした運転者の義務 (6)　負傷者の救護措置		○　交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○　今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 　加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3　安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○　受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講　習　時　間　合　計				30分

その２（一般運転者講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1)　地域における車社会の実態 (2)　交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○　本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2　運転者の心構えと義務	(1)　交通事故の悲惨さ (2)　安全運転の心構え (3)　シートベルト、ヘルメットの着用 (4)　交通事故を起こした加害者の責任 (5)　交通事故を起こした運転者の義務 (6)　負傷者の救護措置		○　交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○　運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 　加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3　安全運転の知識	(1)　最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2)　危険予測と回避方法等		○　受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分
4　運転適性についての診断と指導	(1)　運転診断と指導 (2)　まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○　安全運転自己診断により適性検査を実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講　習　時　間　合　計				60分

その３（優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1)　地域における車社会の実態 (2)　交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○　本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2　運転者の心構えと義務	(1)　交通事故の悲惨さ (2)　安全運転の心構え (3)　シートベルト、ヘルメットの着用 (4)　交通事故を起こした加害者の責任 (5)　交通事故を起こした運転者の義務 (6)　負傷者の救護措置		○　交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○　運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3　安全運転の知識①	(1)　最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○　受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な　事項の要点を説明する。	10分
	前半講習のまとめ		○　前半の講習終了とし、終了する優良運転者に対しては、次回も優良運転者で更新できるよう安全運転者としての誇りを持つことと、優良運転者であってもわずかな心の油断が事故に結びつくことを簡単に説明して終了する。	
4　安全運転の知識②	(1)　危険運転と回避方法等		○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	10分
5　運転適性についての診断と指導	(1)　運転診断と指導 (2)　まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○　安全運転自己診断により適性検査を実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講　習　時　間　合　計				60分

その４（違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習））

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1)　地域における車社会の実態 (2)　交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○　本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2　運転者の心構えと義務	(1)　交通事故の悲惨さ (2)　安全運転の心構え (3)　シートベルト、ヘルメットの着用 (4)　交通事故を起こした加害者の責任 (5)　交通事故を起こした運転者の義務 (6)　負傷者の救護措置		○　交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○　運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3　安全運転の知識	(1)　安全運転の基礎知識 (2)　最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3)　危険予測と回避方法等		○　受講対象に応じたＤＶＤ等の視聴覚教材を活用し、安全運転、運転特徴等についての理解を深めさせる。 ○　受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用し、事故事例、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○　身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4　運転適性についての診断と指導	(1)　筆記による診断と指導 (2)　運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3)　運転シミュレーター操作による診断と指導 (4)　実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○　所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導　する。 ○　運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○　実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分
講　習　時　間　合　計				120分

※　講習科目４の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

その５（初回更新者講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1)　地域における車社会の実態 (2)　交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○　本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2　運転者の心構えと義務	(1)　交通事故の悲惨さ (2)　安全運転の心構え (3)　シートベルト、ヘルメットの着用 (4)　交通事故を起こした加害者の責任 (5)　交通事故を起こした運転者の義務 (6)　負傷者の救護措置		○　交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○　運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 　加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3　安全運転の知識	(1)　安全運転の基礎知識 (2)　最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3)　危険予測と回避方法等		○　運転経験の浅い運転者向けのＤＶＤ等の視聴覚教材を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○　最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用し、事故事例、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○　運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ討論させる。	40分
4　運転適性、技能についての診断と指導	(1)　筆記による診断と指導 (2)　運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3)　運転シミュレーター操作による診断と指導 (4)　実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○　所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導　する。 ○　運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○　実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分
講　習　時　間　合　計				120分

※　講習科目４の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別表４の２（第２１条の２関係）

運　転　技　能　検　査　実　施　基　準

１　基本事項	１　実施場所 原則としてコースにおいて実施すること。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受検者の利便性を図るため検査を過疎地・辺地等を含む地域に在する場所において実施する必要がある場合において、各課題の設定等の条件がコースに比しておおむね同等であり、かつ、安全性の問題がないときは、道路又はその他適切な場所において行う。 ２　必要な設備 (1)　普通自動車 マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置が装備された車両とすること。なお、検査中は、その旨を表示する標識を見やすい位置に掲示すること。 (2)　録画装置及び映像再生装置 検査の状況を記録できるよう、車両に所要の録画装置等を整備するとともに、録画した映像を適宜確認等できるよう、所要の映像再生機材を整備すること。
２　実施上の留意事項	１　使用車両 普通自動車を使用すること。 また、受検者の車両の持ち込みについては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等やむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこととするが、受検者からの申出があり、車両の持ち込みによる検査を行うことについて、他の受検者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持ち込みを認める。 なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ了知させること。 ２　コース設定 コースは、各課題が適切に実施でき、かつ、受検者１人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね１０分間以上となるよう、走行距離（ならし走行を除く。）を１，２００メートル以上に設定すること。 なお、コースの種類は複数設定することを要しない。 ３　検査の実施 次について留意の上、ならし走行を含め、受検者１人当たり少なくともおおむね２０分間行うこと。 (1)　事前説明 課題の実施前に、受検者に対し、その実施方法及び採点に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させること。

	(2)　ならし走行 受検者ごとに、おおむね３００メートルのならし走行を行うこと。 なお、特段の事情がない限り、降車させずに課題走行に移行するものとする。 (3)　課題走行 課題については、警察庁が別に定める運転技能検査実施要領に基づき、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとするが、コース等の実情に応じて順不同で実施できる。 (4)　採点 各課題不履行の場合や、走行中の危険を回避するため、検査員がハンドル・ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合は、実施要領に基づき、減点式採点法により客観的かつ厳正な採点を行うこと。 また、採点は、ならし走行が終了した時点から、コース等における走行を終えて車両を停止した時点までの間について行うこと。 (5)　安全指導 課題終了後の安全指導については、受検者ごとに個別に行うこととし、減点した課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。 4　公正性の確保 ドライブレコーダー、車内カメラ等の録画装置等（一定期間、記録が保存され、当該検査後に映像及び音声を確実に確認することができるものに限る。）により、受検者の動静や検査員の採点状況等に係る映像及び音声について記録し、検査の公正性を確保すること。 なお、録画装置等の活用により、次番者の同乗は要しない。 5　検査中の指示 検査員は、走行順路を教示するに当たっては、受検者が運転に余裕を持つことができるよう教示の時期を十分考慮するとともに、進行方法を指し示すなどにより、明確に教示すること。 また、走行順路の教示、減点後の是正措置又は危険防止のため指示を除き、助言は行わないこと。 6　検査の中止 検査の途中で合格基準に達しないことが明らかになった場合においても、原則として全ての課題が終了するまで検査を続行するが、受検者の成績が合格基準に達しないことが明らかになった場合（次のいずれかに該当することにより、合格基準に達しないことが明らかになった場合を

	含む。）において、検査の安全かつ円滑な実施が困難と認められるときは、検査を中止することができる。 (1)　時間超過 運転技能が著しく低いこと等により、おおむね２０分間を大幅に超過しても検査が終了しないと見込まれるとき。 (2)　指示違反 検査員が、検査の実施に必要な指示をしたにもかかわらず、正当な理由なく、受検者がその指示に従わないとき。 (3)　事故 受検者が人の死傷又は物の損壊を伴う事故を起こしたとき。ただし、当該事故について、受検者の責めに帰すべき事情がない場合を除く。 7　走行順路を誤った場合の措置 検査において走行順路を誤った場合は、直近の幹線コース又は周回コースを前進迂回して正規の走行順路に復帰させること。 この場合（検査員が走行順路を誤って教示したため受検者が走行順路を誤った場合を除く。）において、正規の走行順路に復帰するまでの間に、走行中の危険を回避するため、検査員がハンドル・ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合は、減点の対象となることに留意すること。 8　合格基準 施行規則第２６条の６第１号に規定する検査の成績は、１００点満点からの減点とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める得点となった者を合格とする。 (1)　大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は現に受けている者　８０点以上 (2)　（１）以外の者　７０点以上 9　受検者への配慮 受検者は、一般に検査を受けることに不慣れであることや、日常使用している車両とは異なる車両で受検することを念頭に置き、検査中はもちろん受付時から検査終了時まで、受検者の心情や体調に配慮した対応に努めること。 10　事故防止 受検者の中には、身体機能や運転技能が低下している者もいることから、検査中の各種事故防止に万全を期するため、検査員等に特段の配意をさせるとともに、検査に係る事故に備え、対人等の保険に加入すること。

別表第５（第２２条関係）

高　齢　者　講　習　実　施　基　準

１　講習の対象	年齢が７０歳以上の福井県内に運転免許証等の住所を有する者、特定失効者及び特定取消処分者とする。
２　講習の時間	２時間とする。ただし、法第７１条の５第３項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）以外の免許のみを受けている者及び施行令第３４条の３第４項又は第３７条の６の３の基準に該当する者（運転技能検査の対象者）に対する講習は、１時間とする。 なお、２時間講習を高齢者講習（実車あり）、１時間講習を高齢者講習（実車なし）と称する。
３　学級編成	１　１学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。 ２　運転適性検査器材による指導については、高齢者講習指導員１人で５人まで担当することができる。 ３　実車による指導については、高齢者講習指導員１人で５人まで担当することができるが、受講者１人当たりの実車による指導の時間を少なくともおおむね２０分確保すること。
４　講習用教材	高齢者講習は、施行規則第３８条第１２項第２号に定める教材について次のように整備すること。 １　教本及び視聴覚教材 教本及び視聴覚教材は、高齢者講習にふさわしい教本及び本県の交通実態に関する資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を整備すること。 ２　普通自動車 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、コース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）ができるよう、所要の普通自動車を必要数整備すること。 なお、普通自動車についてはマニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備すること。 ３　運転適性検査器材 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）に用いる運転適性検査器材は、次に掲げるものを整備すること。 (1)　動体視力の変化を測定する動体視力検査器 (2)　夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器 (3)　水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器
５　講習の方法	講習は別表第６に基づき、加齢に伴い身体機能に低下が生じているおそれがあることについて受講者に体験させ、その結果に基づいた指導を行うことを重点として、福井県の実態に即した実質的効果が上がる内容の講習指導案を作成して、次の事項に配意して実施すること。 １　講義 加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、福井県における交通事故実態、四輪車事故及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策等について、教本、視聴覚教材等を活用して分かりやすい講義を行うこと。 なお、講義に従事する者については、高齢者講習指導員であることが望ましいが、第５条（１）ウの各号及びエの各号の要件を満たす者であれば高齢者講習指導員以外の者でも可能とする。 ２　運転適性検査器材による指導 動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器による検査を行い、検査結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を行うこと。 指導に当たっては、他の受講者が検査を行っている時間の有効活用に努めること。

	また、検査結果に基づく指導については、講義の時間に行っても差し支えない。 なお、各検査器材による検査については、補助者の従事を可能とする。 3　実車による指導 (1)　実施対象 実車による指導は、施行規則第３８条第１２項第３号に基づき、普通自動車対応免許を保有する者で、運転技能検査対象者以外の者に対して実施すること。 (2)　実車による指導の場所 原則としてコースにおいて行うこと。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合において、安全性の問題がないときは、道路又はその他適切な場所において行うことができる。 (3)　使用車両 ア　普通自動車を使用すること。 また、受講者の車両の持ち込みについては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等やむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこととするが、受講者からの申出があり、車両の持ち込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持ち込みを認める。 なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ了知させること。 イ　車両には、講習中である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示すること。 (4)　実施方法 ア　課題の実施 実車による指導は、警察庁が別に定める運転技能検査等実施要領に基づき実施する。 イ　事前説明 課題の実施前に、受講者に対し、その実施方法等に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させること。 ウ　安全指導 課題終了後に受講者ごとに行うこととし、適切に履行できなかった課題について重点的に指導する。また、その他安全不確認や操作不 適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。 エ　順番待ちの時間を活用した映像教養等 順番待ち中の受講者に対しては、実施機関の実情に応じて、視聴覚教材を有効活用するなどして、加齢に伴う身体機能の低下や危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。 なお、実車による指導における順番待ちの時間に、講義又は運転適性検査器材による指導を行うことも可能とする。 (5)　実車の運転に支障がある場合 受講者の体調や降雪等の悪天候等により、実車による指導が困難な場合には、運転シミュレーターで代替措置をとるなどし、できる限り受講者に運転操作の指導が行えるよう努めること。
6　講習の合同実施	次の講習等を合同で実施することができる。 ○　高齢者講習（実車あり）の実車指導と運転技能検査 ○　高齢者講習（実車あり）と高齢者講習（実車なし） ○　免許証等の更新時の高齢者講習と臨時高齢者講習 なお、実施に当たっては、運転技能検査又は臨時高齢者講習の対象者は、施行令に定める一定の違反行為を行った者であることから、プライバシーの保護に留意すること。

別表第６（第２２条関係）

高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講		講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	30分
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1)　地域における交通事故情勢 (2)　高齢者の交通事故の実態 (3)　高齢者支援制度等の紹介	講義 教本、視聴覚教材等	○　地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。 ○　高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。 ○　申請取消制度やサポートカー限定免許等の説明に併せて、地域の高齢者支援制度について紹介する。	
2　運転者の心構え	(1)　安全運転の基本 (2)　交通事故の悲惨さ (3)　シートベルト等の着用		○　交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。 ○　交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○　後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	
3　安全運転の知識	(1)　高齢者の特性を踏まえた運転方法 (2)　危険予測と回避方法等 (3)　改正された道路交通法令		○　認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。 ○　高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。 ○　受講者の前回の免許証等の更新後において改正された道路交通法令のうち、必要な事項の要点を説明する。	
4　運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○　運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分
5　運転適性についての指導②	(1)　事前説明 (2)　ならし走行 (3)　課題 (4)　安全指導	実車による指導 教本、自動車等	○　課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。 ○　原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。 ○　コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。 ○　適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	60分
講　習　時　間　合　計 【高齢者講習（実車なし）は、５以外の受講とし、講習時間は60分とする。】				120分

備考１　講習科目１から５の実施順序は問わず、いずれから実施しても良い。

２　講習科目１から４については、５の順番待ちの時間に行うことも可能とする。

３　高齢者講習（実車あり）及び高齢者講習（実車なし）を合同で実施する場合は、高齢者講習（実車なし）の者が講習科目１～４の内容を連続（順不同）で受けられるよう配慮すること。

４　４の検査結果に基づく指導を３の安全運転の知識の時間に行うことも可能とする。その場合には、当該指導を３の(1)の「高齢者の特性を踏まえた運転方法」の一部として行うこととする。

別表第７（第３０条関係）

違　反　者　講　習　実　施　基　準

１　講習の対象	講習の対象は、福井県内に運転免許証等の住所を有する者とする。ただし、運転免許証等の住所が県外であっても、福井県内に住所を有し、受講を希望する者については、運転免許証の住所変更の届出を行った上で受講させることができる。
２　講習の実施区分	違反者講習は、講習を受けようとする者の選択により、施行規則第３８条第１３項第２号に規定する社会参加活動を体験させることを含む講習（以下「社会参加活動を含む講習」という。）及び社会参加活動を含む講習以外の講習（以下「社会参加活動を含まない講習」という。）に区分して行うこと。 また、社会参加活動を含む講習は、次の二つのコースを設け、受講者に選択させる。 １　指定した講習日（複数の指定日によることもある。）にあらかじめ社会参加活動を体験させた上で、その後に、別に指定した講習日に座学等（筆記による検査に基づく指導及び器材使用による指導を含む。以下同じ。）及び考査を行うコース（以下「事前体験コース」という。） ２　指定した講習日の当日に、座学等、社会参加活動の体験及び考査を行うコース（以下「当日体験コース」という。） なお、社会参加活動を含まない講習を選択する者には、指定日の当日において、座学等、実車による指導・運転シミュレーターの操作による指導、面接指導及び考査を行う。
３　講習の順序	講習は、講習区分ごとの実施順序を次のとおりとする。 １　社会参加活動を含む講習 ⑴　事前体験コース 指定した講習日（複数の指定日によることもある。）にあらかじめ社会参加活動の体験をさせた上で、その後に、別に指定した講習日に座学等（筆記による検査に基づく指導及び器材使用による指導を含む。以下同じ。）及び考査を行う。 ⑵　当日体験コース 指定した講習日の当日に、座学等、社会参加活動の体験及び考査を行う。 ２　社会参加活動を含まない講習 社会参加活動を含まない講習を選択する者には、指定日の当日において、座学等、実車による指導・運転シミュレーターの操作による指導、面接指導及び考査を行う。
４　学級編成の基本	講習は、社会参加活動を含む講習及び社会参加活動を含まない講習のいずれも、１学級の編成は、原則として９人編成とし、運転適性指導については、１グループ３人以内とする。
５　講習日等	講習の講習区分別日時、場所の指定については、別に定める。 なお、社会参加活動を含む講習の事前体験コースにおける社会参加活動を体験させる時間については、講習機関が公安委員会の認定団体と協議して定める。 １　講習日 講習日は、講習の通知を受けてから１か月間（法第１０２条の２）の受講期間を認めている法の趣旨に鑑み、受講者の利便を配慮して選定すること。 ２　講習時間及び実施期間 講習時間は６時間（施行規則第３８号第１３項第３号）とし、社会参加活動を含む講習（当日体験コース）及び社会参加活動を含まない講習は、６時間を１日間で行い、社会参加活動を含む講習（事前体験コース）は、６時間を２日間に分けて行う。ただし、社会参加活動を含む講習（事前体験コース）における社会参加活動を体験させる時間の２時間３０分は、１時間を単位として、１回１時間の活動を３日間にわたり実施することも差し支えない。

	3　講習場所 　講習場所は、社会参加活動の体験をさせる場所を除き、安全運転学校及び安全運転教室として整備された場所とする。
6　講習指導員の配置	1学級につき講習指導員1人を配置する。また、運転適性指導は、1グループにつき講習指導員1人を配置する。 なお、講習指導員が2人以上となる場合は、中心となる講習指導員を指定しこの者の指示により、効果的な講習を行うこと。
7　講習学級の細分化	受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、原則として四輪車又は二輪車の学級編成を行い、それぞれの学級に適した内容の講習を実施すること。 なお、受講人員が少ないため、これらの区分による学級編成が困難であるときは、講習事項の一部について、合同で行うことができる。
8　講習用教材	講習は、施行規則第38条第13項第2号に定める教材について、次のように整備すること。 1　教本及び視聴覚教材等 　教本及び視聴覚教材等は、違反者講習にふさわしい教本及び本県の交通実態に関する資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材を必要数整備すること。 　また、筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数整備すること。 2　自動車等 　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）が適性かつ効果的に実施できるよう、所要の自動車及び一般原動機付自転車を必要数整備すること。 　なお、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車についてはマニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備すること。 　また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車についてはマニュアル式及びオートマチック式のもの、一般原動機付自転車については原則としてスクータータイプとする。 3　運転シミュレーター 　運転シミュレーターは、型式認定を受けたもの等適正なものを整備し、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作により行う検査によるものに基づく指導（以下「運転シミュレーターの操作による指導」という。）の実効が期されるよう、四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備すること。 　なお、降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な期間（季節）のある地域においては、代替の措置が取れるようその整備に努めること。 4　運転適性検査器材 　自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器及び運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を備え付けること。
9　社会参加活動の体験	社会参加活動を含む講習の実施方法は、次のとおりとする。 1　社会参加活動の内容と実施主体 (1)　活動の内容 　社会参加活動の活動内容の選定に当たっては、講習規則第6条に定めるところに従い、県内の実情に応じたものを選定すること。この場合において、活動内容は、運転者の資質の向上に資する活動に限定されていることに留意すること。 　なお、一般的には、次のような活動が考えられるが、その他にも地域の実情に応じて多様な活動ができるようにすることが望ましい。 ア　歩行者の安全通行のための通行の補助誘導

イ　交通安全の呼び掛け、交通安全チラシを配るなどの広報啓発
ウ　交通安全チラシ、ポスター等の作成
エ　カーブミラーの清掃等の道路上の環境整備
オ　放置自転車の整備、撤去の補助

(2)　活動の実施主体

県交通安全協会、地域交通安全活動推進委員協議会等の地域の交通安全団体はもとより、その他の各種組織・団体と密接に連携し、社会参加活動の実施先の確保に努めること。

2　社会参加活動の実施計画の策定

受講期間が、１か月間と限られていることから、社会参加活動の実施予定は少なくとも１か月間程度組まれていることが必要である。

また、実施計画の策定に当たっては、おおむね次に掲げるところにより、計画的な実施に努めること。

区　分	社会参加活動の講習日及び場所	社会参加活動の内容の種類
事前体験コース	・座学等を行う講習日までに２回以上 ・おおむね受講者の住所地を管轄する警察署管内	各回につき１種類以上
当日体験コース	・１か月に２回以上 ・安全運転学校の周辺	各回につき２種類以上

3　保険契約の締結

受講者の社会参加活動体験中における各種事故の発生に備えて、社会参加活動について保険契約を締結しておくこと。

4　社会参加活動を体験させた場合の確認方法

社会参加活動を体験させる場合におけるその確認方法は、あらかじめ講習の委託先と社会参加活動を実施する組織・団体との間で定めたところによるものとし、相互に負担のかからないできるだけ簡便なものにすること。

具体的な確認方法としては、受講者名簿や違反者講習通知書に設けた確認欄への押印又は署名、当該組織・団体発行の証明書による。

10　運転適性指導

自動車等の運転に必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づいて行う。

1　筆記による検査に基づく指導

筆記による検査は、「科警研編運転適性検査８２－３」を使用し、受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。

2　器材使用による指導

器材使用による指導は、必要と認める者について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。

3　実車による指導、運転シミュレーター操作による指導

(1)　実車による指導場所等の設定

四輪車により指導する場合は、講習効果の観点から、原則として道路において行うこと。

二輪車（自動二輪車及び一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）により指導する場合は、講習効果、安全性等の観点を勘案し、コース、コース及び道路又は道路で行うこと。

この場合における実車指導の内容（以下「講習路」という。）設定については、取消処分者講習における講習路設定の基準（四輪車により指導する場合は「四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」、二輪車により指導する場合は「二輪車技能診断課題設定の基準」）に準ずることとし、停止処分者講習の短期講習における講習路設定の基準と均衡のとれた基準とする。

なお、道路で実車による指導をする際には、講習用車両に「講習中」である

	旨を表示する標識を見やすい位置に掲示すること。 (2)　使用車両 受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は一般原動機付自転車を使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置をとることができる。 ア　大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。 イ　中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。 ウ　準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。 エ　大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。 なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させておくこと。 (3)　運転行動の診断と指導 実車による指導においては、検査結果に基づき「運転行動診断票」を作成し、これにより行う。 この場合において、運転行動診断票は、取消処分者講習において使用する「運転技能診断票」に準ずることとし、停止処分者講習の短期講習において使用するものと均衡のとれたものを使用する。 (4)　運転シミュレーターの操作による指導 ア　実車による指導に加えて、実車による指導のみでは指導が困難な交通事故、その他危険場面等について、運転シミュレーターの操作により擬似体験させ、受講者の運転行動の危険性を診断して指導を行うこと。 なお、運転シミュレーター操作による指導は、必要と認める者に対して行うこと。 イ　使用する運転シミュレーターは、保有する免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用又は一般原動機付自転車用とする。ただし、原付免許保有者には、一般原動機付自転車用の運転シミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車用で代替することができる。
11　考査の実施	考査は、講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、筆記方式（感想文）により２０分で提出させる方法で行うこと。 終了後は、結果に基づいて講評して、今後の安全運転の動機付けをすること。

別表第８（第３０条関係）

違反者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

その１　四輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110分
1　道路交通の現状	(1)　交通障害の状況 (2)　交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○　本県の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、公害、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。	
2　交通事故の実態	(1)　運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2)　重大事故の実例 (3)　交通事故の惨状		○　単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○　交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3　運転者の社会的立場	(1)　運転免許の意義 (2)　運転者の責任		○　教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。	
4　安全運転の心構え	(1)　安全運転の基本的考え方 (2)　安全運転の実践 (3)　事故防止のポイント		○　自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○　交通状況に応じた安全運転の実践方法を、具体的事例を用いて説明する。 ○　本県における交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為５～７種を抽出し、事故防止のポイントを十分認識させる。	
5　安全運転の基礎知識	(1)　安全な運転 (2)　防衛運転 (3)　人間の感覚と判断能力 ア　視覚の特性 イ　過労等の影響 (4)　飲酒運転の危険性		○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用する。 ○　速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	
6　道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1)　日常点検要領 (2)　走行の基本 ア　座席ベルトの着用 イ　運転操作 ウ　進路変更 (3)　歩行者の保護 (4)　自転車に乗る人の保護 (5)　車間距離 (6)　追越し (7)　交差点の進行 (8)　駐車と停車 (9)　危険な場所などでの通行 ア　夜間、トンネル イ　カーブ ウ　悪天候等 (10)　高速道路の通行 ア　高速走行の危険性 イ　高速道路への出入り ウ　高速走行の方法 (11)　二輪車に対する注意 ア　二輪車の特性 イ　二輪車事故の特徴 (12)　事故と故障時の措置		○　この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に採り上げることとする。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用する。 ○　日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。 ○　座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。 ○　四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。	
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表 （適宜ディスカッション方式をとる。）	○　身近な事故事例を素材として、受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30分

8　運転適性についての診断と指導①	(1)　筆記による診断と指導 (2)　運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○　「科警研編運転適性検査８２－３」により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40分

○　社会参加活動を含む講習

9　社会参加活動	(1)　活動方法の説明 (2)　現場活動	活動内容に応じて、必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考　査		○　講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講　習　時　間　合　計				360分

備考　１　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
　　２　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○　社会参加活動を含まない講習

9　運転適性についての診断と指導②	(1)　実車による診断と指導 (2)　運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○　実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120分
10　面接指導		個別的指導 （適宜ディスカッション方式をとる。）	○　本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果を照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○　その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分
	考　査		○　講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講　習　時　間　合　計				360分

備考　１　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
　　２　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

その２　二輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110分
1　道路交通の現状	(1)　交通障害の状況 (2)　交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○　本県の実情に応じて交通障害（事故、騒音、暴走行為、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。	
2　交通事故の実態	(1)　二輪車事故の実態 (2)　二輪車事故の特徴 (3)　重大事故の実例 (4)　交通事故の惨状		○　単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○　交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3　運転者の社会的立場	(1)　運転免許の意義 (2)　運転者の社会的責任 (3)　交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○　教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○　運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○　刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。	
4　安全運転の心構え	(1)　安全運転の基本的考え方 (2)　安全運転の実践 (3)　事故防止のポイント		○　自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○　交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○　本県における二輪車事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為５～７種抽出し、事故防止のポイントを十分認識させる。	
5　安全運転の基礎知識	(1)　二輪車の特性 (2)　車種の選び方 (3)　乗車用ヘルメットの着用 (4)　二輪車と物理の法則 (5)　人間の感覚と判断能力 (6)　飲酒運転の危険性		○　乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用する。	
6　道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1)　日常点検要領 (2)　走行の基本 ア　ドライビング・スペースとポジション イ　防衛運転 (3)　歩行者の保護 (4)　速度と車間距離 (5)　追越し (6)　交差点通行 (7)　夜間走行 (8)　気象条件に合わせた運転 (9)　高速道路の通行 (10)　改造車の運転禁止		○　二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要を強調する。 ○　この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用する。 ○　日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。	
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表 （適宜ディスカッション方式をとる。）	○　身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30分
8　運転適性についての診断と指導①	(1)　筆記による診断と指導 (2)　運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○　「科警研編運転適性検査８２－３」により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40分

○　社会参加活動を含む講習

9　社会参加活動	(1)　活動方法の説明 (2)　現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考　査		○　講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講　習　時　間　合　計				360分

備考　1　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
　　2　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○　社会参加活動を含まない講習

9　運転適性についての診断と指導②	(1)　実車による診断と指導 ア　日常点検 イ　乗車姿勢 ウ　基本走行 (ｱ)　発進要領 (ｲ)　低速走行及び通常走行 (ｳ)　停止要領 エ　応用走行 (ｱ)　制動訓練 (ｲ)　コーナーリング訓練 (ｳ)　スラローム走行等の訓練 (2)　運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 個別的指導（適宜ディスカッション方式をとる。） 教本、自動二輪車、一般原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○　実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクター、衣服及び履物等乗車に適した準備をさせる。 ○　速度３０キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○　運転技能を診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○　運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120分
10　面接指導		個別的指導（適宜ディスカッション方式をとる。）	○　本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果を照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○　その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分
	考　査		○　講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講　習　時　間　合　計				360分

備考　1　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
　　2　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

別表第９（第３５条関係）

特　定　任　意　講　習　実　施　基　準

１　講習の対象	県内の実情に応じ、地域、職域、団体等、生活環境等に照らし自動車又は一般原動機付自転車の運転に関し、ほぼ共通の条件下にあると認められる者。 なお、更新時講習免除となるのは６月以内の更新予定者に限られることを明示して、誤解が生じないよう留意すること。ただし、県外者であっても、特に受講を希望する者については当該講習を受講させることができる。
２　講習の場所	講習は、警察施設、公民館、集会場等講習に適した環境の施設を使用して行う。
３　講習指導員の配置基準	講習は、１学級につき原則として講習指導員１人、補助者１人を配置して行う。
４　講習の方法	１学級の編成は、講習効果が上がるよう適正人数で編成することとし、講習施設に応じた収納可能人数を超えないこと。 講習を実施する際には、視聴覚教材等を積極的に活用するなどして講習効果が上がるよう努めるとともに、受講者の態様に応じ、参加型手法を取り入れたきめ細やかな内容の講習となるよう留意すること。
５　講習用教材等	講習は、次の教材等を積極的に活用し、講習効果を上げるよう努めること。 １　教本 更新時講習において用いる教本その他講習指導案に応じて必要な教本を使用すること。 ２　必要器材 (1)　プロジェクター等の投影機 (2)　テレビ及びＤＶＤプレーヤー等適切な視聴覚器材 (3)　運転シミュレーター装置 (4)　その他講習を行う上で必要な教材

補足

更新時講習の受講免除の対象となるのは、次に掲げる者であるので、特定任意講習の受講日や生年月日に留意すること。

(1)　更新期間が満了する日における年齢が７０歳未満の者で、更新申請書を提出する日前６月以内に特定任意講習を受講しているもの

(2)　免許申請書を提出する日における年齢が７０歳未満の者で、同日前１年以内に特定任意講習を受講している特定失効者

(3)　免許申請書を提出する日における年齢が７０歳未満の者で、同日前１年以内に特定任意講習を受講している特定取消処分者

別表第１０（第３５条関係）

特定任意講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分 以上
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1)　地域における車社会の実態 (2)　交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○　本県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重的点に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2　運転者の心構えと義務	(1)　交通事故の悲惨さ (2)　安全運転の心構え (3)　シートベルト、ヘルメットの着用 (4)　交通事故を起こした加害者の責任 (5)　交通事故を起こした運転者の義務 (6)　負傷者の救護措置		○　交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○　運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 　加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分 以上
3　安全運転の知識	(1)　安全運転の基礎知識 (2)　最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3)　危険予測と回避方法等		○　受講対象に応じ、ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○　受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○　身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分 以上
4　運転適性、技能についての診断と指導	(1)　筆記による診断と指導 (2)　運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3)　運転シミュレーター操作による診断と指導 (4)　実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○　所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○　実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分 以上
講　習　時　間　合　計				120分 以上

＊講習科目４の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別記様式省略